

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第6準備書面

(志賀原発の不要性)

平成25年3月1日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外

目次

第1	総論	2
第2	エネルギーの安定供給性について	3
第3	経済性及び価格安定性について	5
第4	地球環境への影響について	8

第1 総論

1 原発の必要性をもって運転を認めることはできないこと

被告は、志賀原発の運転が電力の安定供給にとって、ひいては北陸地域の経済活動に不可欠なものであるなどと主張する（答弁書第3章第5第2項）。

しかし、志賀原発の運転によって侵害されるのは、人間の生命・健康の維持と人たるにふさわしい生活環境の中で生きていくための人格権であり、また、人が健康で快適な生活を維持するために必要な良き環境を享受し、これを支配しうる環境権であるところ、これらは、電力の安定供給などと比較衡量できる権利ではない。

志賀原発を運転しなくとも電力は優に足りることは後述するが、百歩譲って仮に電力供給が足りない時間が生じたとしても、それは非常に僅かな時間であり、そのような非常に僅かな時間に電気を使用できない生活の不便や経済の停滞を避けるために原発を運転させる反面、その結果負うリスクは、チェルノブイリ原発事故や福島第一原発事故で明らかなおおりに、地域の生活や経済を壊滅させる原発事故である。

女川原発差止訴訟控訴審判決（仙台高判平成11年3月31日判時1680号46頁）が「原子力発電所の事故の深刻さを前提として、原子力発電所の危険性と必要性の兼ね合いについてみると、当該原子力発電所が周囲の住民等に具体的な危険をもたらすおそれのある場合には、いかにその必要性が高くとも、その建設・運転が差し止められるべきことはいうまでもない」と判示しているとおおり、原発の必要性をもって運転を認めることはできない。

2 原発の必要性が著しく低い場合には運転差止が認められること

前記女川原発差止訴訟控訴審判決は、続けて、「また、逆に、以上のような原子力発電所の特殊性にかんがみ、当該原子力発電所の必要性が著しく低いという場合には、これを理由としてその建設・運転の差止めが認められるべき余地があるものと解するのが相当である」と判示している。

すなわち、当該判決は、原発事故の深刻さから、原発の必要性をもって運転を認めることはできないが、必要性が著しく低い場合には、運転差止が認められうることを示しており、この点に関する当該判決の判断は、正当である。

そこで、原告らは、訴状第9「電力需給から見た志賀原発稼働の不要性」に加え、志賀原発の必要性が著しく低いことを以下に明らかにする。

第2 エネルギーの安定供給性について

1 2012年夏も電力不足は生じなかったこと

被告のプレスリリースによれば、2012年夏、被告管内の最大需要電力日であった8月22日は、被告が他の電力会社へ10万kWも電力を融通していたにもかかわらず、被告管内の電力の供給量576万kWに対して、需要量が526万kWであり、50万kWの需給ギャップが生じ、予備率は9.4%もあった。

2012年4月23日に、政府の需給検証委員会に報告された被告の電力需給見通しで示した予備率(①平年並みの暑さで節電対策を織り込んだ場合で7.0%~7.5%②2010年並の猛暑で節電対策を織り込んだ場合で3.2%~3.6%)よりも、実際の予備率の方が大幅に高かった。

【2012年夏の電力需給】

	2012年夏 事前の見通し		最大電力発生日
	猛暑ケース	平温ケース	8月22日実績
最大電力	558万kW	538万kW	526万kW
供給力	578万kW	578万kW	576万kW
予備力	20万kW	40万kW	50万kW
予備率	3.2%~3.6%	7.0%~7.5%	9.4%

また、2012年夏、被告の最小予備率日であった8月17日でも、23万kWの需給ギャップを生じ、予備率は5.0%もあり、通常必要とされる3.0%の予備率を上回っていた。さらに、2012年夏、予備率が5%以上8%未満だった日は9日しかなく、福井火力発電所三国1号機（設備容量25万kW）及び富山新港火力発電所1号機（設備容量50万kW）の運転停止のトラブル、水力発電所の出水減少などのトラブルがあったにもかかわらず、現実に電力は十分に足りていた。

志賀原発が運転していなくとも、既述のように、被告管内では、電力に余裕が十分あったことは、被告自身もプレスリリースで認めているとおりであり、志賀原発がなくとも、エネルギーの安定供給はできるのであり、志賀原発の必要性がないことは明らかである。

2 設備容量からも志賀原発は不要であること

志賀原発1号機及び2号機の合計設備容量174万6千kWがなくとも、被告所有の火力発電所の設備容量は440万kW、被告所有の水力発電所の設備容量は190万kWあり、火力発電所と水力発電所の設備容量の合計は、630万kWにもなる。2012年夏、被告管内の最大電力需要日の526万kWの電力需要には、原子力発電所の設備容量をあてにせずとも、現実に対応できた。

被告が、火力発電所、水力発電所の設備容量630万kWに加えて、志賀原発の設備容量分174万6千kWの電力設備を確保して必要以上の設備容量を確保する必要性は全く無い。

3 志賀原発はエネルギーの安定供給をしてこなかったこと

被告は、答弁書第3章第5第1項(1)において、原子力発電は、エネルギーの安定供給に有利な発電方法であると主張する。

しかしながら、現実の志賀原発は、1号機2号機とも安定供給をしてこなかったことは、被告がHP上で公開している志賀原発の運転実績データが示して

いる。

すなわち、志賀原発の設備利用率は、志賀1号機については、平均67.1%と、志賀2号機については、平均40.9%と比較的低い利用率に過ぎない。ここ数年でみると、志賀1号機については、平成19年度、平成20年度及び平成23年度以降、志賀2号機については、平成19年度及び平成23年度以降停止しており、電力の安定供給を担ってきたとは評価しえない。

また、被告は、答弁書第3章第5第2項において、被告の志賀原発が、運転できないとすれば、約124億kWhに相当する電力量が失われることとなり、北陸地域への電力供給及び経済活動に多大な打撃を与えることとなるとして志賀原発の必要性を強調している。

しかしながら、志賀原発の運転実績データによれば、志賀原発が124億kWhの発電電力量を発電したのは、平成5年度以降、平成22年度のみで、平成23年度以降は、発電電力量はゼロである。

このように志賀原発からの電力の安定供給ということはなかったにもかかわらず、北陸地域への電力供給及び経済活動には多大な打撃は全く生じていないことから、志賀原発が必要性を有していないことは明らかである。

- 4 以上のとおり、志賀原発は、エネルギーの安定供給性の観点の観点からしても、その必要性は著しく低い。

第3 経済性及び価格安定性について

- 1(1) 被告は、エネルギー・環境会議コスト等検証委員会が平成23年12月19日に取りまとめた報告書（以下「コスト等検証委員会報告書」という。）において原子力発電が他の発電方法と比べ発電コストが低廉であると確認されているなどと主張するが（答弁書第3章第5第1項(2)第2段落）、以下のとおり、コスト等検証委員会報告書においてそのような確認は一切されていない。

コスト等検証委員会報告書における原子力の発電コストは、割引率（後述

する。) 3%、設備利用率70%、稼働年数40年を前提とすると、1kWh当たり8.9円「以上」となるが、この8.9円は、事故リスクへの対応費用の前提となっている福島第一原発事故の損害額を5.8兆円と見積もった場合の下限値であり、損害額が10兆円ならば9.3円、20兆円ならば10.2円となる(コスト等検証委員会報告書41~48頁)。また、2009年度の設備利用率の実績は、65.7%であったところ(コスト等検証委員会報告書36頁)、設備利用率を60%とすれば、損害額が5.8兆円ならば9.9円(コスト等検証委員会報告書参考資料2「発電コスト試算一覧」1頁)、損害額が10兆円ならば10.3円、20兆円ならば11.2円となる。

他方、コスト等検証委員会報告書における石炭火力のコストは、2010年モデルプラントで1kWh当たり10.3~10.6円となり(割引率3%、設備利用率80%、稼働年数40年)、LNG火力のコストは、2010年モデルプラントで10.7~11.1円となっており(割引率3%、設備利用率80%、稼働年数40年)、CO₂対策費用を加味しても原子力とほぼ同じ水準となっている(コスト等検証委員会報告書41、42、62頁)。

そして、コスト等検証委員会報告書は、「原子力発電については、そのリスクを踏まえると相当程度の社会的な費用が存在する」と結論付けており(コスト等検証委員会報告書64頁)、被告が主張するような「原子力発電が他の発電方法と比べ発電コストが低廉である」などという確認は一切されていない。

- (2) さらに、コスト等検証委員会報告書における発電コストの検証は、原子力に関連した広告費・寄付金、原子力等で指摘される計画から稼働までの期間に要する費用等を発電コストとして計上していないから(コスト等検証委員会報告書27~30頁)、これらを計上すれば、原子力発電の発電コストは、他の発電方法と比べ上昇すると考えられる。

また、原子力発電における核燃料サイクル費用について、中間貯蔵をして

再処理を先延ばしにすればするほど割引率（長期的な投資効率を評価する等の目的で、将来の金銭的価値を現在の価値に割り引く（換算する）際に用いる利率を1年あたりの割合として示したもの）の適用により足元のコストが安くなる点について、割引率を0%とする、あるいは相当程度低くすべきではないかという意見も出されていること（コスト等検証委員会報告書38頁）、福島第一原発事故を受けた追加的安全対策費用について、政府が指示した追加的な安全対策の費用に限られていること（コスト等検証委員会報告書40、41頁）等、原子力発電のコストがコスト等検証委員会報告書における試算よりも高騰する要因はいくつもある。

(3) 以上のとおり、原子力発電が他の発電方法と比べ発電コストが低廉であるとは認められない。

2 被告は、原子力発電を推進すれば燃料調達の場合で資源保有国に対して一定の交渉力を保持することが可能となるなどと主張するが（答弁書第3章第5第1項(2)第3段落）、机上の空論に過ぎない。被告が主張する「一定の交渉力」とは、具体的にどのようなものなのか、福島第一原発事故を起こし、国民的同意が得られていない原子力発電をもって、資源保有国に対しいかなる交渉力を発揮することができるというのか、全く不明である。

被告がこのような机上の空論をもって原子力発電の推進を主張していることは、もはや原子力発電を推進するための説得的なロジックが残されていないことの証左である。

3(1) 被告は、原子力発電が火力発電と比べて発電コストに占める燃料費の割合が小さいことから価格の安定性に優れているなどと主張するが（答弁書第3章第5第1項(2)第4段落）、前記第1項記載のとおり、福島第一原発事故による被害が今もなお拡大していることから事故リスクへの対応費用を試算することさえ困難であること、核燃料サイクル費用についても今後どのようなモデルを採用するか不透明であること等、原子力発電の価格に変動を及ぼす要

因はいくつもある。

- (2) そもそも、原子力の燃料であるウランは、貧弱なエネルギー資源であり、利用できるエネルギー量換算で石油の数分の一、石炭に比べれば数十分の一しか地球上に存在していない。

そして、このようにウランが近い将来枯渇するおそれがあることを見越して計画された核燃料サイクル計画は、未だ実現の目途すら立っていない。

- (3) 以上のとおり、原子力発電が価格の安定性に優れているとは認められない。
- 4 以上のとおり、志賀原発は、原子力発電の経済性及び価格安定性の観点からしても、その必要性は著しく低い。

第4 地球環境への影響について

- 1(1) 被告は、地球温暖化問題の対応として、化石燃料を用いた発電方法に比して二酸化炭素排出量が小さい原子力発電の必要性を主張する（答弁書第3章第5第1項(3)）。

日本広告審査機構（JARO）は、平成20年11月、原子力発電が発電の際に二酸化炭素を出さないことから「クリーン」であることを謳った広告に対して、次のような裁定を下している。

「今回の雑誌広告においては、原子力発電あるいは放射性降下物等の安全性について一切の説明なしに、発電の際に二酸化炭素を出さないことだけを捉えて『クリーン』と表現しているため、疑念を持つ一般的消費者も少なくないと考えられる。今後は原子力発電の地球環境に及ぼす影響や安全性について十分な説明なしに、発電の際に二酸化炭素を出さないことだけを限定的に捉えて『クリーン』と表現すべきではないと考える。」

核分裂反応は、二酸化炭素を出さないが、その代わり、放射性廃棄物を生み出し続ける。二酸化炭素よりもはるかに直接的に人の生命を脅かす放射性廃棄物の危険性等に何ら言及せず、二酸化炭素排出量が小さいことだけを主

張する被告の上記主張には、まさしく J A R O の上記裁定が妥当する。

- (2) また、原発は二酸化炭素より直接的に地球を温めていると言えるのが温排水問題である。

志賀原発の定格出力電力は、1号機が54万kW、2号機が120万6千kWである。これに対し、定格熱出力は、それぞれ159万3千kW、392万6千kWである。すなわち、原子炉内で生み出された熱のうち電気にしているのは僅か3分の1程度であり、残りの3分の2の熱は、海水を温めて海に捨てられているのである。100万kWの発電所の場合、1秒間に70トンの海水の温度を7度上げる計算となり、原発が「海温め装置」と言われる所以である。

他方、最近の火力発電の熱効率は50%を超えており、これに比しても原子力発電の熱効率は非常に悪く、膨大な温排水を生じさせている。

このように膨大な温排水が周辺の生態系を始めとする環境を破壊するものであることは言うまでもない。

- (3) 以上のとおり、原子力発電は、地球環境に及ぼす影響が少ないとは決して言えない。

- 2 被告は、発電時に二酸化炭素を排出しない太陽光発電及び風力発電のみでエネルギー需要を賄うことは現実的でないなどと主張する（答弁書第3章第5第1項(3)第3段落）。

しかし、ドイツでは、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーによる発電量が増加し、2000年から10年間で約3倍となっていたところ、福島第一原発事故後に「脱原発」に舵を切ったのを契機として、さらに自然エネルギーによる発電量が急激に増加し、総発電量に占める比率が20%を超えた。2050年には80%に引き上げる目標も定められている。

このように自然エネルギーで一定のエネルギー需要を賄うことは、諸外国では既に現実のものとなっているし、また、自然エネルギーが普及するまでの間

は、二酸化炭素排出量が比較的少ないLNG火力による発電を増加させること
によってエネルギー需要を賄うことが十分に可能である。

- 3 以上のおり、志賀原発は、地球環境への影響という観点からしても、その
必要性は著しく低い。

以 上